

益田市農業委員会第19回総会議事録

1. 開催日時 令和4年(2022)1月25日(火) 13:30~15:30
開催場所 市役所 3階 大会議室

2. 出席 農業委員(13名)
1番 又賀 保 2番 大畑 美里 3番 須藤 寿人 4番 吉村 太
5番 大庭 清 6番 御神本康一 7番 田中 綾 9番 北條 義洋
10番 篠原 栄次 11番 谷本 大輔 13番 柳田 継男 14番 豊田 浩
16番 西川 友史

3. 欠席 農業委員(3名)
8番 佐原 晃子 12番 豊田 志摩 15番 宮川 有衣

4. 出席 農地利用最適化推進委員(0名)

5. 欠席 農地利用最適化推進委員(24名)
増野 六彦 田ノ上武夫 澁谷 記幸 澤江 浩一
山根 健治 寺戸 康人 三浦 尚人 田原 勝美
野村 浩三 寺戸豊太郎 永見 浩二 河野 正憲
領家 耕一 和崎 恒義 椋木 昭雄 潮 好介
豊田 繁雄 中島秀一郎 宮内 英之 椋木 孝光
岡崎 定佳 渡邊 豊孝 河野 光好 三浦 和顕

6. 提出議案
議第 108号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第 109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議第 110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第 111号 農地でないことの確認について
議第 112号 農用地利用集積計画の決定について
議第 113号 農地等権利移動制限特例区域設定について
議題 114号 特定農用地利用規程の認定に係る意見について
報第 97号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第 98号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第 99号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第 100号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

7. 議事に参加した職員
石田局長、和田局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、高橋副主任主事

8. 議事の概要

<p>会長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、只今から第 19 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、7 番の田中綾委員、10 番の篠原栄次委員、よろしく願いいたします。また、本日は新型コロナウイルス感染防止対策として農業委員のみの出席としており、農地利用最適化推進委員については出席停止としております。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。「議第 108 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は今月の案件において区分地上権の設定があります。初めて出る権利の設定でありますので、事務局より区分地上権について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>(事務局より説明)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは議事に戻りますが、整理番号 2 番、4 番から 6 番と 8 番については議事参与の関係がありますので、先に審議をさせていただきます。議事参与の委員は退席をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>〇〇のため、代わって議事を進行させていただきます。それでは 5 番から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 5 番</p> <p>本件は、3 条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、喜阿弥町の田 1 筆 34 m²です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用菅水路の保全のため、〇〇に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>豊田浩委員</p>	<p>14 番の豊田です。1 月 14 日に柳田委員、宮内推進委員と現地確認を行いました。申請地は喜阿弥町の〇〇の近隣です。事務局からの説明通りであり、問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
<p>大庭清職務代</p>	<p>先に 5 番について審議させていただきます。ただいま説明がありましたが何か</p>

理	<p>ご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 5 番につきましては原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p> <p>2 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、3 条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、遠田町の田 1 筆 45 m²です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用菅水路の保全のため、〇〇に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
大庭清職務代理 吉村太委員	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>4 番の吉村です。現地確認は 1 月 16 日に澤江推進委員と行いました。場所は〇〇沿いの〇〇を少し〇〇の方へ行った所です。事務局からの説明にもあった通りであり問題はないと思います。</p>
大庭清職務代理 事務局	<p>4 番と 6 番を一括でお願いします。</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>本件は、3 条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、喜阿弥町の田 1 筆 67 m²です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用菅水路の保全のため、〇〇に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。</p> <p>整理番号 6 番</p> <p>本件は、3 条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、喜阿弥町の田 1 筆 4.16 m²です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用菅水路の保全のため、〇〇に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>

大庭清職務代理 柳田継男委員	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>13番の柳田です。1月14日に豊田委員、宮内推進委員と現地確認を行いました。場所は喜阿弥町の〇〇の近くになります。すでに排水管があり、事務局の説明通りで問題はないと思います。</p>
大庭清職務代理 事務局	<p>8番をお願いします。</p> <p>整理番号8番</p> <p>本件は、3条の区分地上権の設定にかかる許可申請です。土地の所在は、市原町の田1筆 54㎡です。地上権の設定理由は、国営益田総合農地開発事業で設置された農業用菅水路の保全のため、〇〇に地上権を設定するものです。配水管は圃場の地下に埋設されており、耕作に影響はありません。</p> <p>ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
大庭清職務代理 豊田浩委員	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>14番の豊田です。1月13日に椋木推進委員と現地確認を行いました。申請地は市原町の〇〇沿いにあります。事務局からの説明通りであり、問題はないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。</p>
大庭清職務代理	<p>先に2番、4番、6番、8番について審議させていただきます。ただいま説明がありました何かご意見やご質問などございませんか。</p>
谷本大輔委員	<p>11番の谷本です。地上権についてお聞きしたいんですが、地上権を設定した部分については農地ではなくなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>地上権を設定した部分については、配管自体は地下にあるため、上は農地のままで耕作できる状態であるので農地のままになります。</p>
谷本大輔委員	<p>分かりました。</p>
大庭清職務代理	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号2番、4番、6番、8番につきましては原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p>

<p>会長</p>	<p>(〇〇、入室)</p> <p>それでは戻りまして1番から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。</p> <p>土地の所在は、土井町の畑1筆 111㎡です。譲り渡し事由は、高齢で耕作できず、耕作してもらうため、譲り受け事由は、所有地に隣接する農地を譲り受けて耕作するためでございます。なお、非耕作地につきましては、道路残地となつて以降保全管理している状況で、今後の利用については検討するよう指導しております。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>又賀保委員</p>	<p>1番の又賀です。現地確認は1月13日に大畑委員と2人で行いました。場所は土井町の〇〇の近くです。先月の総会で特例区域に設定された土地です。進入路が無く、譲受人でないと管理が難しい土地です。特に問題はないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>3番をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号3番</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、久々茂町の畑1筆 456㎡です。譲り渡し事由は、遠方に居住しており申請地の耕作、管理が困難なため。譲り受け事由は、隣接地に居住しており譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

御神本康一委員	<p>6番の御神本です。1月15日に野村推進委員と現地確認を行いました。現地は〇〇の〇〇手前の方にある〇〇の前の畑です。今までも譲受人が管理をされていたようで、きれいに管理してありました。問題はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>7番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号7番</p> <p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>先月の総会において農地等権利移動制限特例区域に設定した案件でございます。申請地につきましては、特例区域として下限面積を1aで告示しております。</p> <p>土地の所在は、喜阿弥町の畑2筆 合計2,349㎡です。譲り渡し事由は、住宅に附属する農地のため、併せて譲りたいため、譲り受け事由は、申請地に隣接する農地を住宅と共に譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
柳田継男委員	<p>13番の柳田です。現地確認は1月14日に豊田委員、宮内推進委員と現地確認を行いました。先月の現地確認において〇〇、申請人とも現地を確認しています。問題はないと思いますのでよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>9番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号9番</p> <p>本件は、3条の無償移転にかかる許可申請です。土地の所在は、美都町小原の田8筆、畑2筆 合計10,580㎡です。譲り渡し事由は、農地を継承する後継者がおらず、弟に農地を継承するため、譲り受け事由は、譲り受けて耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後のすべての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、下限面積の要件から見まして、農地法第3条第2項各号の許可することが出来ない規定には該当せず、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>ご審議の程よろしくお願いたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>

田中綾委員	<p>7番の田中です。1月17日に寺戸推進委員と譲受人と現地確認を行いました。場所は〇〇から500mくらい奥に入った所で〇〇された農地になります。きちんと管理されており、〇〇等も設置されていました。譲受人も生まれ育った土地の農地を守っていききたいとのことで問題はないと思いますのでご審議の程よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>本日は9件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした2番、4番、5番、6番、8番を除きまして、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第108号 農地法第3条の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号1番</p> <p>土地の所在は、中須町の畑1筆 345㎡です。</p> <p>都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。</p> <p>転用目的は、貸集合住宅で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。</p> <p>排水は、公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しく願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番の大畑です。現地確認は1月13日に又賀委員と2名で行いました。申請地は〇〇と〇〇の近くです。申請は貸集合住宅建設のため、周辺に農地はなく、上下水道の完備された所であり適当であると判断しました。</p>
会長	<p>2番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2番</p> <p>土地の所在は、西平原町の畑1筆 465㎡です。</p> <p>都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p>

	<p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の融資証明書を添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5番の大庭です。1月14日に三浦推進委員と現地確認を行いました。場所は〇〇から〇〇へ1kmほど行った所になります。〇〇のような土地を今回転用するということです。周囲に耕作地はなく、迷惑をかけることもないので問題はないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>3番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号3番</p> <p>土地の所在は、本俣賀町の畑3筆 1,369㎡です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、事務所及び資材置場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
北條義洋委員	<p>9番の北條です。現地確認は1月18日に和崎推進委員、〇〇と現地確認を行いました。場所は〇〇から〇〇へ入る〇〇がありますがその〇〇と、〇〇から〇〇へ行く〇〇との〇〇の近くです。申請地には〇〇が昔は建っており、事務所や倉庫として利用されていましたが〇〇されてそのままになっている状態でした。そのままになっていたため、農地のまま残っている状態でした。既に農地に戻せるような現状ではなく、転用はやむを得ないかと思えます。</p>
会長	<p>4番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号4番</p> <p>土地の所在は、神田町の田1筆 76㎡です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、作業場で、転用許可該当条項は農地法第4条第6項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p>

<p>会長</p>	<p>雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
<p>篠原栄次委員</p>	<p>10番の篠原です。現地確認は1月18日に椋木推進委員と行いました。申請地は〇〇へ行く〇〇と〇〇との〇〇の間になります。申請人は〇〇に住んでいるため電話にて確認をしています。相続した土地が〇〇年頃から作業場として使用されていたようです。〇〇の際に残地として申請地が残っているような状況になったそうです。現在は小屋や看板等が建っており管理されている状況です。狭小地で水路もないため農地としての利用は今後難しい所であり、始末書も添付されますので問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は4件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第109号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第110号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。整理番号4番において議事参与の関係がありますので、先に審議をさせていただきます。議事参与の委員は退席をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>〇〇のため、代わって議事を進行させていただきます。それでは4番から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号4番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、喜阿弥町の田1筆 32㎡です。土地改良事業の施行区域内にある農地であるため第1種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、土地改良施設用地で、農地法第5条第2項ただし書きの規定である農用地区域内農地において農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるもので、許可できる要件に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。既に完了しているため資金証明の添付はありません。なお、第1種農地であるため、島根県機構に意見を聴取する案件となります。</p>

<p>大庭清職務代理 柳田継男委員</p>	<p>ご審議の程宜しく願います。</p> <p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>13番の柳田です。1月14日に豊田委員、宮内推進委員と現地確認を行いました。場所は喜阿弥町の〇〇の近くです。先ほどの3条申請にありました関係で、水路やパイプラインの管理等の関係の転用です。問題はないと思います。</p>
<p>大庭清職務代理</p>	<p>先に4番について審議させていただきます。ただいま説明がありましたが何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号4番につきましては原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>それでは1番に戻りまして説明をお願いします。</p> <p>整理番号1番 本件は、使用貸借権の設定に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま西町の畑1筆 654㎡です。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。 転用目的は、個人住宅及び倉庫で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。 排水は、公共下水道及び道路側溝に流します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。 ご審議の程宜しく願います。</p>
<p>会長 又賀保委員</p>	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p> <p>1番の又賀です。現地確認は1月13日に大畑委員と2人で行いました。場所はかもしま西町の〇〇の北側になります。譲受人が〇〇の土地を借り、住宅と倉庫を新築したいとのことです。隣接農地の承諾書が添付されており、排水は公共下水道に排水するそうです。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>2番をお願いします。</p>

事務局	<p>整理番号 2 番</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、久城町の畑 1 筆 638 m²です。都市計画区域内で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番の大畑です。現地確認は 1 月 13 日に又賀委員と 2 名で行いました。申請地は〇〇から〇〇へ行った所です。申請地は〇〇になっており、周囲に耕作されている農地はありませんでした。隣接農地への影響はないと思います。適当であると判断しました。</p>
会長	<p>3 番をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 3 番</p> <p>本件は、地上権の設定に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、向横田町の田 2 筆 1,336 m²です。都市計画区域外で、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断致します。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。</p> <p>雨水は、地下浸透です。資金証明については、残高証明書が添付されています。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
篠原栄次委員	<p>10 番の篠原です。現地確認は 1 月 18 日に椋木推進委員、〇〇と行いました。申請地は〇〇から〇〇を左に 100m 行った所です。申請地については近年耕作されておらず、保全管理の状態でした。周囲に農地はありますが造成に伴う土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で、万が一の場合は関係者で協議の上で対処するとの計画です。隣接農地の同意書も添付されており問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日は 4 件です。ただいま説明がありましたが、先に採決をした 4 番を除きま</p>

	<p>して何かご意見やご質問などございましたら。</p>
須藤寿人委員	<p>こういった事例はよくあるんですか。</p>
事務局	<p>益田市では初めての案件であり、近隣の市町村にも確認してみましたが地上権の設定の申請については今までないそうです。</p>
須藤寿人委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>他にご意見等ありませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 110 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 111 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、木部町の 8 筆 合計 1,892 m²です。昭和 40 年頃から耕作しておらず、山林化しており農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願が提出されたものです。</p> <p>ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5 番の大庭です。現地確認は 1 月 14 日に三浦推進委員と行いました。現地は〇〇沿いの土地になります。竹や木が生えている状況であり、機械もは入れないような場所で畑に戻したとしても耕作が難しいような場所です。非農地で問題ないと思います。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございましたら。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 111 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 112 号 農用地利用集積計画の決定に</p>

	<p>ついて」を議題といたします。本日は農地利用最適化推進委員について欠席としておりますため、代理の委員が説明をいたします。それでは議事参与の関係がありますので、議事参与の委員は退室をお願いします。</p> <p>(〇〇、退室)</p> <p>それでは説明をお願いします。</p> <p>今月の利用集積計画は、利用権設定の新規が 11 件、再設定が 6 件の合計 17 件ございます。それでは議事参与の案件について先に説明いたします。</p> <p>整理番号 6 番から 8 番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、金山町の田 5 筆 合計 7,578 m²です。1 年間の使用貸借権設定です。</p>
事務局	
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地元推進委員より報告を伺っていますので代理で説明いたします。この案件は 3 件とも貸付人が耕作されていましたが、高齢により継続しての耕作が困難になったということから、近隣を耕作している借受人が耕作するそうです。問題はありません。</p>
会長	<p>それでは 6 番から 8 番につきまして先に審議させていただきます。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。整理番号 6 番から 8 番については原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。</p> <p>(〇〇、入室)</p>
会長	<p>それでは 2 番に戻りまして説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 2 番、3 番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、遠田町の田 5 筆 合計 3,661 m²です。4 年 11 ヶ月間の使用貸借権及び賃借権設定です。</p>
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>

吉村太委員	4番の吉村です。現地確認は1月9日に澤江推進委員と行いました。場所は遠田の〇〇の北側になります。契約の満期に伴って、農地中間管理事業を活用するものです。問題はないと思います。
会長	5番をお願いします。
事務局	整理番号5番 申請地は、金山町の田2筆 合計1,970㎡です。9年11ヶ月間の賃借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
大庭清職務代理	5番の大庭です。貸付人ですが以前まで耕作されていましたが、機械等の関係もあり耕作が出来ないということから借受人が耕作するそうです。問題はないと思います。
会長	9番をお願いします。
事務局	整理番号9番 申請地は、下種町の田6筆 合計6,127㎡です。10年間の賃借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
大庭清職務代理	5番の大庭です。貸付人ですが、体の調子が悪くなり耕作が出来ないということから、〇〇である借受人が耕作するとのこと。問題はないと思います。
会長	11番12番をお願いします。
事務局	整理番号11番、12番については、借り手が同じですので一括します。 申請地は、横田町の田2筆 合計5,909㎡です。8年2ヶ月間の賃借権設定です。
会長	代理の委員より説明をお願いします。
北條義洋委員	9番の北條です。この案件ですが、11番の貸付人が以前まで耕作されていましたが高齢であること、機械の調子も悪くなったということから、農地中間管理事業を活用されるそうです。問題はありません。
会長	14番15番をお願いします。
事務局	整理番号14番、15番については、借り手が同じですので一括します。

	<p>申請地は、美濃地町の田 3 筆 合計 7,892 m²です。5 年 2 ヶ月間及び 4 年 11 ヶ月間の使用貸借権設定です。 説明は以上でございます。</p>
会長	<p>代理の委員より説明をお願いします。</p>
谷本大輔委員	<p>11 番の谷本です。14 番の貸付人ですが、以前まで旦那さんが耕作されていましたが高齢で耕作が困難であることから農地中間管理事業を活用されるそうです。15 番の貸付人ですが、〇〇に住んでおられ、耕作が出来ないことから農地中間管理事業を活用されるそうです。問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日は再設定を含め 17 件です。先に採決をした 6 番から 8 番を除きましてただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 112 号 農用地利用集積計画の決定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に「議第 113 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」を議題といたします。それでは説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 1 番</p> <p>申請地は、木部町の畑 1 筆 138 m²です。申請地が所在する鎌手地区の下限面積は 20a です。区域の指定を受けようとする理由は、申請地は、斜面に位置する耕作条件不利地で、受贈予定者が譲り受けて耕作しなければ、耕作放棄地となることが見込まれるためでございます。</p> <p>許可条項は、農地法施行規則第 17 条第 2 項各号及び益田市農地等権利移動制限特例区域設定申出制度実施要綱第 2 条第 1 項各号の規定に該当しております。</p> <p>なお、特例区域として設定された場合、その旨を告示し、後日、所有者と申出者の連名で農地法第 3 条の規定による許可申請が提出され、所有権の移転についてご審議いただく運びとなります。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
会長	<p>担当地区農業委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
大庭清職務代理	<p>5 番の大庭です。1 月 14 日に三浦推進委員と現地確認を行いました。誰かが耕作しなければすぐに耕作放棄地になってしまいそうな場所です。買受予定者も〇〇であり問題はないと思います。</p>
会長	<p>本日は 1 件です。ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p>

	<p>それでは無いようですので採決いたします。「議第 113 号 農地等権利移動制限特例区域設定について」は原案通り許可としてもよろしいですか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは許可といたします。次に報告事項に移ります。報告の方をお願いします。</p> <p>報第 97 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出について届出件数は、10 件です。すべて相続者が管理されます。</p> <p>報第 98 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について届出件数は、5 件です。</p> <p>解約理由は、1 番、2 番は水不足による耕作困難のため、3 番、4 番は耕作者の経営規模縮小のため、5 番は耕作者の農業廃業のためです。</p> <p>報第 99 号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について届出件数は、6 件です。</p> <p>解約理由は、1 番、2 番、3 番は水不足による耕作困難のため、4 番は 1,485 m²の内 500 m²は別の耕作者が耕作しているため、5 番、6 番は高齢のためです。</p> <p>報第 100 号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に伴う農地転用について届出件数は、1 件です。</p> <p>土地の所在は、匹見町紙祖の 1 筆 773 m²の内 0.81 m²です。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長</p> <p>ただいま事務局の方から報告がありましたが、何かご意見やご質問などございませんか。</p> <p>それでは無いようですので第 19 回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p>